

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

旭川市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和4年3月31日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所





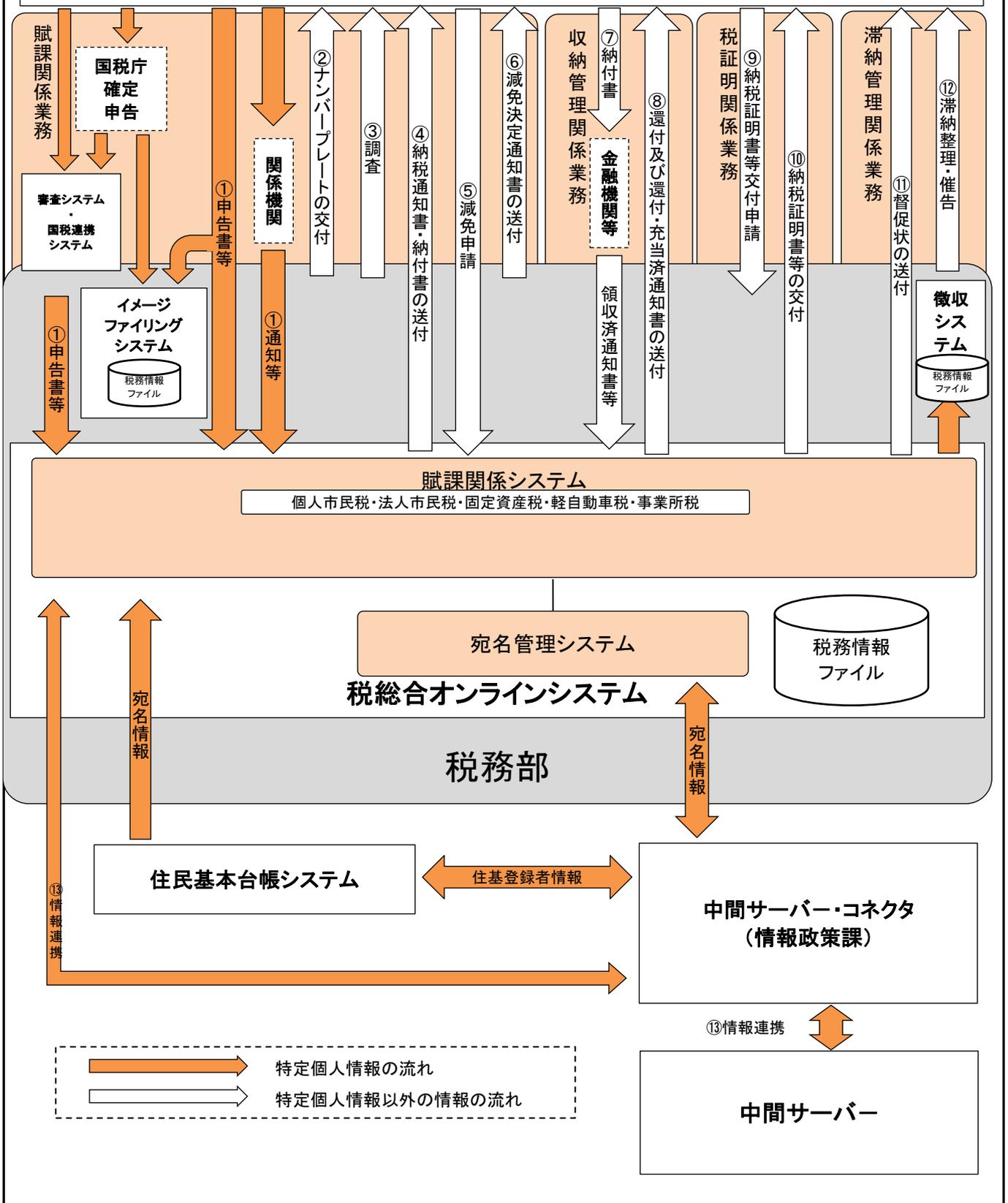




3. 特定個人情報ファイル名	
税務情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>・税関係の申告書・法定調書等に個人番号が記載されることから、当該個人番号を用いて、納税者等の賦課徴収等に係る情報をよりの確かつ効率的に把握し、市税の公平・公正な課税を行う。</p> <p>・国や他の自治体等と税情報を連携することで、納税者等の手間や行政の手続を省略化し、納税者等の利便性の向上を図る必要があるため。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>確定申告書や個人市民税(個人道民税を含む。以下この評価書において同じ。)の申告書の情報、給与支払報告書等の資料、市が有する住民情報等を、個人番号を用いて名寄せ・突合ができ、納税者等の賦課徴収に係る情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となり、行政事務の効率化や、地方税の公平・公正な賦課徴収につながる。また、国や他の自治体等と連携することで、納税者等が証明書取得のために要している申請の手間や行政の手続を省略化でき、納税者等の利便性の向上へに資することが期待される。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)第3条及び別表第1の4の項</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)</p> <p>・番号法第19条第9号の規定による条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者間における情報連携</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市税務部税制課
②所属長の役職名	税制課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

住民・納税者等



(備考)

納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を市の歳入として受け入れ、未納の場合は督促を行った後、滞納整理を行う。

- ①納税者から提出される申告書等、関係機関からの通知等を受け付け、内容の確認を行う。
- ②納税者から軽自動車登録申請を受け付けた場合はナンバープレートの交付を行う。
- ③必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。
- ④①から③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。
- ⑤納税者からの申請により、減免決定等の確認を行う。
- ⑥⑤により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。
- ⑦納税者が納付書により納付したことについて、金融機関等からの領収済通知書等により確認する。
- ⑧納付額が課税額より多い場合は超過額を還付・充当のうえ、納税者に還付・充当通知書を送付する。
- ⑨納税者からの納税証明書交付申請書等を受け付け、確認を行う。
- ⑩⑨に係る納税証明書等を納税者に交付する。
- ⑪納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- ⑫督促・催告した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理・催告を行う。
- ⑬番号法別表第二に基づき、中間サーバー(情報提供ネットワークシステム)で情報を連携する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市税(道民税を含む。以下この評価書において同じ。)の納税者等 ※ 過去の納税者等のあった者で、6②の保管期間内である者を含む。
その必要性	地方税の公平・公正な賦課、徴収を目的として、市税の賦課徴収等に必要な範囲の特定個人情報を保有しなければならないため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	識別情報: 納税者等を正確に特定するために保有 連絡先等情報: ・賦課徴収に際しての課税要件等を確認並びに納税通知書等の送付先を確認及び本人への連絡等のために保有 業務関係情報 ・国税関係情報: 個人市民税の賦課のために保有 ・地方税関係情報: 市税の納税者等の特定及び賦課徴収のために保有 ・医療保険関係情報, 児童福祉・子育て関係情報, 介護・高齢者福祉関係情報: 控除等を行うために保有 ・障害者福祉関係情報: 控除等を行うため及び障害者に対する市税の減額決定を行うために保有 ・年金関係情報: 控除等を行うため及び個人市民税の賦課のために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報: 個人市民税の賦課及び市税の減額決定を行うために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	旭川市税務部

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 国民健康保険課, 長寿社会課, 介護保険課, 障害福祉課, 保護第1課～第3課, 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁, 法務局, 地方税共同機構, 年金支払者(日本年金機構のみ) ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他の自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者, 年金支払者(日本年金機構を除く。) ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( LGWAN, インターネット回線, 専用回線, 住民基本台帳ネットワークシステム )								
③入手の時期・頻度	<p>・住民登録者は住民基本台帳システムの異動情報と即時連動し、住民登録以外の者は事務上納税者等の特定が必要な時にその都度更新する。          ・申告・届出・通知等により、その都度、必要に応じて更新する。</p> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)&gt;          【本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの(インターネット回線による)入手】          審査システム(eLTAX)では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、          給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日まで          固定資産税(償却資産)の申告書については、1月31日まで          事業所税の申告書については、翌年の3月15日まで(個人の場合)などとされている。なお、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。          【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)からの(DVDによる)入手】          公的年金等支払者から、DVDで地方税共同機構に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、          公的年金等支払報告書については、1月31日まで          特別徴収対象者情報の通知については、5月25日まで          特別徴収税額通知の処理結果通知については、9月30日までなどとされている。なお、公的年金等支払報告書については、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。          【国税庁からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】          国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。          所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。          法定調書情報は、2月及び5月に受領する。</p>								
④入手に係る妥当性	市税の賦課徴収等のため、関係法令等の範囲内で、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。								
⑤本人への明示	番号法の別表第二の第27の項及び関係法令に基づき収集していることを、国民に対し広く周知している。ただし、地方税法等により定められた情報については、その限りではない。								
⑥使用目的 ※	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による市税の賦課徴収又は市税に関する調査に関する事務を行うため								
	変更の妥当性	—							
⑦使用の主体	使用部署 ※	旭川市税務部税制課, 市民税課, 資産税課, 納税管理課及び納税推進課, 神居支所, 江丹別支所, 永山支所, 東旭川支所, 神楽支所, 西神楽支所及び東鷹栖支所並びに東部まちづくりセンター							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								

⑧使用方法 ※	<p>税務情報ファイルへ記載することで、市税の賦課徴収等に使用する。</p> <p>1 賦課徴収に関する事務 申告、申請及び届出等による情報から賦課徴収に係る管理業務を行う。</p> <p>2 収納管理に関する事務 収納及び賦課等の情報から収納、還付及び充当等の収納管理業務を行う。</p> <p>3 滞納管理に関する事務 滞納者情報等から滞納管理業務を行う。</p> <p>4 宛名管理に関する業務 納税者等の宛名情報の特定及び突合を行う。</p>	
	情報の突合 ※	<p>・申告書及び資料を真正性を確認し取り込む時に、納税者等の個人番号等を税総合オンラインシステム等に保持している個人番号等と突合する。</p> <p>・住登外者の申告書及び資料を真正性を確認し取り込む時点で、納税者等の個人番号等を、税総合オンラインシステム内の個人番号等と突合出来ない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、情報を突合する。</p> <p>・申請書等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。</p>
	情報の統計分析 ※	税務統計等個人番号を用いない統計分析は行うが、個人番号を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	市税の賦課徴収、減免、課税免除等を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない <small>（ 6 ） 件</small>	
委託事項1		税総合オンラインシステムのオペレーション業務委託
①委託内容		税総合オンラインシステムにて行う各種処理の実行や統計帳票、納税通知書等の印刷
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (サーバ室内でシステムを直接操作)
⑤委託先名の確認方法		旭川市情報公開条例(平成17年3月24日 条例第7号)に基づく公開請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		株式会社旭川保健医療情報センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2～5		
<b>委託事項2</b>		
個人市民税納税通知書等の封入封かん業務		
①委託内容		
税総合オンラインシステムから出力した個人市民税納税通知書及び納付書等を窓あき封筒に封入封かんする業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]         <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人市民税納税通知書の発送対象者
	その妥当性	封筒への封入封かん作業は個人市民税の納税告知等に必要であるが、件数が多く庁内において処理できないため
③委託先における取扱者数		
[ 10人未満 ]		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		
<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙		
<input type="checkbox"/> その他 ( )		
⑤委託先名の確認方法		
旭川市情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。		
⑥委託先名		
トッパン・フォームズ 株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない         <選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の相手方、再委託する業務の範囲、必要性、再委託金額等を記載した業務再委託承諾願を提出させ、これらを審査したうえで、必要性等が認められる場合に許諾している。
	⑨再委託事項	封入封かん業務の一部
<b>委託事項3</b>		
固定資産税・都市計画税納税通知書等の印字及び封入封かん業務		
①委託内容		
税総合オンラインシステムから出力した固定資産税・都市計画税の課税データ等の印字並びに固定資産税・都市計画税納税通知書及び納付書等を窓あき封筒に封入封かんする業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]         <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	固定資産税・都市計画税納税通知書の発送対象者
	その妥当性	通知書の印字、封筒への封入封かん作業は固定資産税・都市計画税の納税告知等に必要であるが、件数が多く庁内において処理できないため

③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	旭川市情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	株式会社 恵和ビジネス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の相手方, 再委託する業務の範囲, 必要性, 再委託金額等を記載した業務再委託承諾書を提出させ, これらを審査したうえで, 必要性等が認められる場合に許諾している。
	⑨再委託事項	封入封かん業務の一部
<b>委託事項4</b>		
軽自動車税種別割納税通知書等の印字及び封入封かん業務		
①委託内容	税総合オンラインシステムから出力した軽自動車税種別割の課税データ等を印字し, 軽自動車税種別割納税通知書及び納付書等を窓あき封筒に封入封かんする業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税種別割納税通知書の発送対象者
	その妥当性	所定の用紙への印字及び封筒への封入封かん作業は軽自動車税種別割の納税告知等に必要であるが, 件数が多く庁内において処理できないため
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	旭川市情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	株式会社コンピューター・ビジネス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の相手方, 再委託する業務の範囲, 必要性, 再委託金額等を記載した業務再委託承諾書を提出させ, これらを審査したうえで, 必要性等が認められる場合に許諾している。
	⑨再委託事項	封入封かん業務の一部



委託事項6～10		
委託事項6	審査サーバ及び国税受信サーバの維持管理	
①委託内容	審査サーバ及び国税受信サーバの維持管理	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ 審査システムの利用者情報及び申告書等データ 年金特徴システムの公的年金等支払報告書データ 国税連携システムの申告書等データ	
	その妥当性 システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	旭川市情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	株式会社TKC	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 63 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 37 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号 別表第2に定める情報照会者(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 (別紙2参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第2に定める事務 (別紙2参照)
③提供する情報	番号法第19条第8号 別表第2に定める事務において必要となる情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて提供を求められた都度
提供先2～5	
提供先2	厚生労働大臣(日本年金機構) 厚生労働大臣(日本年金機構)を經由して国家公務員共済組合連合会, 日本私立学校振興・共済事業団 地方公務員共済組合連合会を經由して地方職員共済組合, 地方職員共済組合団体共済部, 東京都職員共済組合, 札幌市職員共済組合, 川崎市職員共済組合, 横浜市職員共済組合, 名古屋市職員共済組合, 京都市職員共済組合, 大阪市職員共済組合, 神戸市職員共済組合, 広島市職員共済組合, 北九州市職員共済組合, 福岡市職員共済組合, 公立学校共済組合, 警察共済組合, 全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第1号, 地方税法第321条の7の5第1項, 第321条の7の7第2項等
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について, 年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき, 当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨, 当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額, 当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所, 当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称, 当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( LG-WAN )
⑦時期・頻度	年金特徴停止通知 年12回 特別徴収税額通知 年1回(7月)

<b>提供先3</b>	国税庁長官，都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号，地方税法第317条
②提供先における用途	所得税の更正決定，修正申告の勧奨等
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって，旭川市が所得を計算して個人住民税を課した場合において，該当者の総所得金額，退職所得金額又は山林所得金額等
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって，旭川市が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( LG-WAN, 専用回線 )
⑦時期・頻度	該当者が判明した場合に送付する。
<b>提供先4</b>	給与支払者(行政機関・独立行政法人等，地方公共団体・地方独立行政法人，民間事業者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号，地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について，給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき，給与所得に係る特別徴収税額，住所，氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( LGWAN, インターネット回線 )
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 5月ほか随時
<b>提供先5</b>	旭川市教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第11号，条例第4条第1項
②提供先における用途	学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務

③提供する情報	学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る個人市道民税に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「②提供先における用途」に記載した事務において必要となる者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 専用回線 )
⑦時期・頻度	提供先の事務において必要の都度
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	番号法第19条第9号の条例事務関係照会者(地方公共団体の長その他の執行機関)
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	条例事務関係情報照会者が番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定めた事務のうち、同法別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの。
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「②提供先における用途」に記載した事務において必要となる者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	提供先の事務において必要の都度
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	

<b>移転先1</b>	障害福祉課, 市営住宅課, 生活支援課, 長寿社会課, 介護保険課, 子育て助成課, 子育て支援課, 健康推進課, 国民健康保険課, 職員厚生課, 福祉保険課, こども育成課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項, 条例第3条第1項及び第3項
②移転先における用途	別紙3参照
③移転する情報	別紙3参照
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙3において記載した事務において必要となる者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 ( )         </div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	移転先の事務において必要となり, 提供を求められた都度
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

**6. 特定個人情報の保管・消去**

<p>①保管場所 ※</p>	<p>申告書, 申請書及び届出書等については, 入室を担当職員に限定している執務室内の施錠可能な保管庫にて保管している。</p> <p>&lt;税総合オンラインシステム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ保管場所については, 鍵, 監視機能等により許可されない者の立入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており, 入室管理を行っている。</li> <li>(※管理区域とは, ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し, 当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。)</li> <li>・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては, ユーザIDによる識別とパスワードによる認証, さらに認証したユーザに対する認可機能によって, そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで, 認証(ログイン), 認可(処理権限の付与), 監査(ログ運用)を行っている。</li> </ul> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ保管場所は国税庁又は地方税共同機構内のデータセンターにあり, 本市においては当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。</li> </ul> <p>&lt;イメージファイリングシステム及び徴収システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ保管場所については, 入室を担当職員及び保守会社社員に限定している執務室内に設置したサーバーとしている。</li> <li>・サーバーの正面扉等を施錠し, 容易にフラッシュディスクへのコピーやディスクの取出しを行えないように対策している。また, ディスク自体を暗号化し, 執務室内に設置しているサーバーのみで読み取れるよう設定している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており, データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は, サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され, バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>																				
<p>②保管期間</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1) 1年未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1年</td> <td style="text-align: center;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">4) 3年</td> <td style="text-align: center;">5) 4年</td> <td style="text-align: center;">6) 5年</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満</td> <td style="text-align: center;">8) 10年以上20年未満</td> <td style="text-align: center;">9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[ 6年以上10年未満 ]</p>		<選択肢>				1) 1年未満	2) 1年	3) 2年		4) 3年	5) 4年	6) 5年		7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上		10) 定められていない		
	<選択肢>																				
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年																		
	4) 3年	5) 4年	6) 5年																		
	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上																		
	10) 定められていない																				
<p>その妥当性</p>	<p>地方税法第17条の5等の定めによる。</p>																				
<p>③消去方法</p>	<p>&lt;税総合オンラインシステム等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間を過ぎたデータについては, システムにより自動消去される。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は, 税務システムの保守・運用を行う事業者において, 保存された情報が読み出しできないよう, 物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォーム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため, 通常, 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は, 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において, 保存された情報が読み出しできないよう, 物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul>																				

**7. 備考**

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

別紙1のとおり。

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
税務情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
<b>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</b>	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税総合オンラインシステム等への登録の際に、申請・申告等の内容や本人確認を厳格に行い、対象者となる納税者等以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>・申請書等は一人につき一通ずつ記載する書面様式として、本人以外の申請を誤って行うことのないようにする。</li> <li>・宛名管理システム(税総合オンラインシステムにおける中間サーバー・コネクタに接続し、宛名情報を管理するシステムをいう。以下同じ。)の登録内容や住民基本台帳ネットワークを用いて、入手した対象者に係る情報の確認を行う。</li> <li>・その他、特定個人情報に関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。</li> </ul> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人又は本人の代理人</li> <li>○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</li> </ul> <p>地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</li> </ul> <p>公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p> <p>○国税庁 国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が旭川市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書、申請書及び届出書等には、賦課徴収等に必要な情報のみを記載する項目を設けており、不必要な情報を入手(入力)されることはない。</li> <li>・電子記録媒体で資料の提出があった場合、本市が受領すべき資料であるか厳格に確認し、誤り(他都市分等)が判明した場合は速やかに返却する。</li> </ul> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</b>	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名管理システムの登録内容を確認し、存在しない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人確認を行う。</li> <li>・賦課徴収等に関する申告、申請及び届出等は、本人又は代理人若しくは地方税法その他の法律において定められた者によるもののみを受領することとし、受領の際は、本人確認等を行うこととしている。</li> <li>・個人番号は、原則、地方税法その他の法律において定められた書類以外では明示しない。</li> </ul> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人又は本人の代理人</li> <li>○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</li> <li>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</li> </ul> <p>申告等の手続きを行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。</p> <p>○国税庁 特定個人情報の入手元である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。</p>

リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>・番号法により、住記異動の際は、窓口で個人番号カード又は通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。</p> <p>・代理申請の場合は、上記にあわせて、本市の情報システムを用いて申告書、申請書及び届出書等の内容と個人番号の真正性の確認を行う。</p> <p>(eLTAXからの入手分)  <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人          番号法施行規則第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに挙げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。  <input type="checkbox"/> 給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)  <input type="checkbox"/> 公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)  <input type="checkbox"/> 国税庁          特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、旭川市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は「<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人」と同様である。)</p>	
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>・窓口で個人番号カード又は通知カードと他の証明書類の提示を求め、照合する。</p> <p>・上記による確認がとれない場合は、本市の住民記録システム又は住基ネットの本人確認情報を検索し、個人番号の真正性確認を行う。</p> <p>(eLTAXからの入手分)  <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人          税務システムは、統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。  <input type="checkbox"/> 給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)  <input type="checkbox"/> 公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)  <input type="checkbox"/> 国税庁          特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、旭川市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の真正性確認は「<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人」と同様である。)</p>	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>・納税者等の特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者又は入力内容に誤りの無いよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。</p> <p>・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。</p> <p>・個人番号入力時においては、誤入力を防止するためチェックディジットの検査が実装されている。</p> <p>(eLTAXからの入手分)  <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人  <input type="checkbox"/> 給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)  <input type="checkbox"/> 公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)          審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。  <input type="checkbox"/> 国税庁          正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p>	
その他の措置の内容	—	

リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・窓口による入手は、対面にて收受する。</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステムより入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムCSの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会、提供の記録が保持される仕組みが確立されている。</p> <p>・審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)による入手は、特定の権限者以外は利用できない仕組みとしている。</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>○本人又は本人の代理人</p> <p>○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)</p> <p>申告等の手続を行う者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</p> <p>○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)</p> <p>公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。</p> <p>なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。</p> <p>○国税庁</p> <p>国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt; 番号制度に関する事務(システム)以外からは税務情報ファイル内の特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、不要なアクセス制御を実施している。</p> <p>&lt;イメージファイリングシステム及び徴収システムにおける措置&gt; 番号利用業務以外の部門には同システムにアクセスできる端末を設置していない。また、不要なアクセス制御を実施している。</p>
その他の措置の内容	税情報の利用、提供に関しては、地方税法等の関係法令及び本市セキュリティポリシーに基づき、必要事項の確認判断の上、利用・提供の承認を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税総合オンラインシステム等に接続する端末のログインの際に、認証カード及びパスワードによる認証、システムへの接続の際に、パスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</li> <li>・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税総合オンラインシステムの利用業務内容(アクセス権限)については、端末設置課長が端末装置取扱者と利用業務内容(アクセス権限)について、ホストコンピュータを管理する情報政策課長へ届け出ることとなっている。届出内容については税務部各課長及び税務部各課担当者が確認し、情報政策課担当者が税総合オンラインシステムのアクセス権限について登録、変更及び削除を行う。その他の者は、アクセス権限を変更できない。</li> <li>・毎年4月に全アクセス権限を設定し直すので、いつまでも利用権限が残ることはない。</li> </ul> <p>&lt;イメージファイリングシステム及び徴収システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム所管課長がシステム操作者と利用業務内容(アクセス権限)を管理し、システム所管課担当者がシステムのアクセス権限について登録、変更及び削除を行う。その他の者は、アクセス権限を変更できない。</li> <li>・毎年4月に全アクセス権限を設定し直すので、いつまでも利用権限が残ることはない。</li> </ul> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税制課長がシステム操作者と利用業務内容(アクセス権限)を管理し、税制課担当者がシステムのアクセス権限について登録、変更及び削除を行う。その他の者は、アクセス権限を変更できない。</li> <li>・毎年4月に全アクセス権限を設定し直すので、いつまでも利用権限が残ることはない。</li> </ul>
アクセス権限の管理	<p>[ 行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのアクセス権限については、情報政策課長が管理を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、端末設置課長からの利用業務内容についての届出があるたび、情報政策課及び税制課(税務部各課からの届出の場合を除く。)が設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。</li> </ul> <p>&lt;イメージファイリングシステム及び徴収システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのアクセス権限については、端末設置課長が管理を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、端末設置課において、端末装置取扱者の変更ごとに設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。</li> </ul> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのアクセス権限については、税制課長が管理を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、税制課において、端末装置取扱者の変更毎に設定内容を確認し、不要となった権限を変更又は削除する。</li> </ul>

特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税総合オンラインシステムでは、特定個人情報ファイルにアクセスした履歴をシステムから外部記録媒体に出力し、保存する。</li> <li>・自動実行等による処理については、処理の実行記録を保管しており、正常／異常の監視を随時確認している。</li> <li>・アクセス履歴については七年間保存し、年に一度セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限については、情報システム部門が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、情報システム部門が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</li> <li>・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。</li> <li>・システム利用職員への事務外利用の禁止について定期的(1年に1度)に周知、指導を行っている。</li> <li>・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度程度)に研修等を行っている。</li> </ul> <p>&lt;イメージファイリングシステム、徴収システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限については、端末設置課が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、端末設置課が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</li> <li>・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。</li> <li>・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度)に周知、指導を行っている。</li> </ul> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限については、税制課が管理を行い、登録／変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行っている。</li> <li>・アクセス権限については、税制課が定期的(1年に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</li> <li>・操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。</li> <li>・地方税法等の守秘義務規定について、定期的(1年に1度)に周知、指導を行っている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複製データへのアクセス権限については、情報システム部門のメンバー及びシステム保守員以外には行えない設定を実施している。</li> <li>・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末機器は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。</li> <li>・特定個人情報を必要としない事務を行う際には、個人番号を画面上に表示させない。</li> <li>・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、不要となった場合は、シュレッダーなどで切断破砕する。</li> </ul>		

**4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** [ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

**情報保護管理体制の確認**

外部委託業者の選定に際しては、旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に則り、主管課の長は業者に対して、「プライバシーマーク」あるいは「ISMS」の認定を得ている、若しくは個人情報取扱に関する内規が整備され、従事者へのセキュリティ教育が徹底されている等、個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認している。

国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者へ委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。

**特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限**

[ 制限している ] <選択肢>  
 1) 制限している 2) 制限していない

**具体的な制限方法**

<税総合オンラインシステムのオペレーション業務における措置>  
 ・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。  
 <封入封かん業務における措置>  
 ・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。  
 ・従業者について、あらかじめ市の同意を得ることとしている。  
 ・従事者に、身分証明書を携帯させている。  
 ・従業者に、業務上知り得た秘密を漏らさないことの誓約書を提出させている。  
 <データ入力業務における措置>  
 ・旭川市情報セキュリティポリシー及び各システム管理要領に定める業務の委託に関する事項に従い、契約書に必要事項を明記し、定期的に本市主管課の長が監査を行うことで利用方法の適正性を担保する。  
 ・従業者について、あらかじめ市に届け出ることとしている。  
 ・従業者に、業務上知り得た秘密を漏らさないことの誓約書を提出させている。  
 <審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置>  
 ・自治体の許可なく特定個人情報の閲覧は実施していない。また、作業従事者個別の静脈情報を登録し、特定個人情報にアクセスする際には静脈情報にてアクセス情報を管理している。  
 ・当該執務室には業務従事者個別に保持しているICカードにて入室制限を行っている。  
 ・執務室内には24時間365日稼働の管理カメラを設置し、建物自体にもアクセス制限を設けている。

**特定個人情報ファイルの取扱いの記録**

[ 記録を残している ] <選択肢>  
 1) 記録を残している 2) 記録を残していない

**具体的な方法**

<税総合オンラインシステムのオペレーション業務における措置>  
 ・委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。  
 <封入封かん業務における措置>  
 ・印字データ、納税通知書等の貸与品の貸与にあつては、借用書を提出させている。  
 <データ入力業務における措置>  
 ・従業者の中から主任者を定め、データの受払、件数確認等に関する業務を行わせている。  
 <審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置>  
 ・自治体からの依頼により、特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、作業指示書を起票し、グループリーダー及びプロジェクトリーダーの承認を実施し、作業の事前確認及び事後確認を行い、記録を残している。

特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;税総合オンラインシステムの実運用業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。</li> <li>市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。</li> </ul> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。</li> <li>市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。</li> <li>自治体の許可なく特定個人情報の提供は行っていない。</li> <li>個人情報を含む情報のやり取りが発生した際は、必ず個人情報にマスキング処理を行っている。なお、マスキング処理を行った情報の提供時には、委託先の上位管理者に承認を得た上で適切に運用を行っている。</li> </ul> <p>&lt;上以外の業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の承認がある場合を除き、業務の全部又は一部の再委託を禁止している。</li> </ul>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;税総合オンラインシステムの実運用業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託している業務については、仕様書で実施場所を庁舎内に限定しているため、特定個人情報を委託先には提供していない。</li> </ul> <p>&lt;封入封かん業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸与品の引き渡しにおいては借用書、返却においては件数表、枚数確認表等の提出を求めている。</li> <li>貸与品について業務外で使用しないなど厳正に管理するよう求めている。</li> <li>貸与品について、破損、紛失、漏えい等の事故が生じた場合の報告を義務づけている。</li> <li>市は、必要に応じ、報告又は適正な措置を求めることができる。</li> </ul> <p>&lt;データ入力業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員の中から主任者を定め、データの受払、件数確認等に関する業務を行わせている。</li> <li>貸与品について業務外で使用しないなど厳正に管理するよう求めている。</li> <li>貸与品について、破損、紛失、漏えい等の事故が生じた場合の報告を義務づけている。</li> <li>市は、必要に応じ、報告又は適正な措置を求めることができる。</li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;税総合オンラインシステムの実運用業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。</li> </ul> <p>&lt;封入封かん業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成果品の納入にあたり、市から提供した貸与品(印字データ)を消去したことを確認できる種類を提出させている。(軽自動車税種別割納税通知書等の印字及び封入封かん業務のみ。)</li> <li>貸与品複製を禁止し、また、業務目的外で使用しないこととしていることから、委託先による消去等は発生しない。(軽自動車税種別割納税通知書等の印字及び封入封かん業務を除く。)</li> </ul> <p>&lt;データ入力業務における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託先の作業は本市庁舎内で行われており、入力に限定して取り扱わせていることから、委託先による消去等は発生しない。</li> </ul>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>データの秘密事項に関する事項</li> <li>再委託の禁止又は制限に関する事項</li> <li>データの指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止に関する事項</li> <li>データの複写及び複製の禁止に関する事項</li> <li>検査の実施に関する事項</li> <li>事故発生時における報告の義務に関する事項</li> <li>貸与品は、適正に管理し、また、業務終了後に返還する旨の規定</li> <li>上記に掲げる事項に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約書で一括して他に再委託することを禁止している。やむを得ない場合、業務の一部について協議し届出を義務づけている。	
その他の措置の内容	委託先は、プライバシーマーク、ISO/IEC27001又は同種のセキュリティに係る認証を受けている事業者としている。	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に作成日時、提供日時等の実行処理結果を記録している。</p> <p>(eLTAXで提供する分) ○給与支払者 ・審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者へ特別徴収税額通知データ等の情報が記録されたDVDをセキュリティ便に預ける際には、DVDの払出しを記録している。 ○国税庁 ・国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム(eLTAX)に記録される。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に情報処理依頼書及び申請書を提出してもらうこととしており、依頼書等の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供することとしている。</p> <p>・地方税法等の関係法令の規定により、その範囲を厳格に遵守し、提供を行なうこととしている。</p> <p>・データ移転先に対し、「税情報の使用について」の提出を求め、税務部においてその法的根拠等を判断し、承認したシステム及び事項についてのみ、提供・移転を許可している。</p> <p>(eLTAXで提供する分) ○給与支払者 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ○国税庁 ・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・各システムにおいて特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録を保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p> <p>(eLTAXで提供する分) ○給与支払者 ・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受ける者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に利用者IDとパスワードを用いてログインをし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、地方税共同機構がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。 ○国税庁 ・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・特定個人情報の提供時は、情報源である税総合オンラインシステム等との内容の照合、確認を行う。 ・特定個人情報の確認時は、2人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・情報の移転先である、データの格納先については、特定の権限者以外はアクセスできないこととし、不正に収集されることを防止している。</p> <p>(eLTAXで提供する分) ○給与支払者 ・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からDVDで提供する公的年金等支払者との間は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が提供情報をDVDに記録の上、セキュリティ便により提供している。 ○国税庁 ・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。旭川市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。旭川市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<税総合オンラインシステムにおける措置> ・特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの納税者等の情報についていつ参照を行ったか)の記録を逐一保存することで、不正な提供を防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報 that 不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 that 不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内連携システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</li> <li>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;税総合オンラインシステムに関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</li> <li>提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。</li> <li>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</li> <li>市内連携システムでは、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li> <li>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li> </ul> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;旭川市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 特に力を入れて周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生体認証により入室管理を行っているサーバ室内に施錠管理されたサーバ内に保管している。</li> <li>・サーバ室はホストコンピュータ運用保守業者が常時安全管理を行っている。</li> </ul> <p>&lt;イメージファイリングシステム及び徴収システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入室管理を行っている執務室内に施錠管理されたサーバ内に保管している。</li> <li>・ハードディスクの盗難を防ぐために、サーバの前面扉に施錠をし、ハードディスク自体も暗号化処理を施している。</li> <li>・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。</li> <li>・設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> </ul> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を保管している建物内のセキュリティ対策として24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施している。</li> <li>・各ポイントごとに監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。</li> <li>・特定個人情報を取得するために審査サーバ及び受信サーバへアクセスを行う端末は、ICカードを用いて入館を行うマシン室に設置しており、マシン室は監視カメラを設置し、監視を行っている。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;旭川市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。</li> <li>・特定個人情報を管理しているサーバは、インターネットに接続していない隔離されたネットワーク上に設置している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> <p>&lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報のデータについては、日々、データのバックアップを実施しており、復旧を行うことが可能である。</li> <li>・特定個人情報を取得するために審査サーバ及び国税連携受信サーバへのアクセスを行う端末には別途、セキュリティソフトをインストールしており、外部媒体等へのコピーを制御している。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—

⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・地方税法第17条の5の改正, 決定等の期間制限により, 賦課データは一定期間保存することとしており, 税総合オンラインシステム上のデータとして, 生存と同様の方法にて管理している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税総合オンラインシステム等の納税者等の情報は既存住民基本台帳システムとの整合処理を定期的 に実施し, 保存する情報が最新であるかどうかを確認する。</li> <li>・納税者等の賦課徴収等に係る情報は, 随時, 必要に応じて本人に確認を行う。</li> <li>・修正申告書等が提出されたとしても, 当初の申告書等は, 保存期間まで, 常に保存しておく必要がある ため, 特定個人情報が古いまま保管することとなる。なお, 申告書等は提出ごとに区分して管理されて いる。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・地方税法第17条の5の改正, 決定等の期間制限により, 賦課データは一定期間保存するものとして されており, 税総合オンラインシステム上のデータとして, 生存と同様の方法にて管理しており, 適宜, 税 総合オンラインシステム等の機能にて削除を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 特に力を入れて行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;旭川市における措置&gt;            年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容により、運用状況を確認する。            &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。            &lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;            国税連携システム(eLTAX)にあつては、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の達成状況について、自己評価を実施している。</p>
②監査	<p>[ 特に力を入れて行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;旭川市における措置&gt;            ・情報セキュリティに関する内部監査を定期的に行う。            &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。            &lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;            審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[ 特に力を入れて行っている ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;旭川市における措置&gt;            特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、一般職員を対象とした人的セキュリティ研修を定期的実施するとともに、意識教育や情報漏えいに伴う罰則規定に関することを含む研修等を実施することとしている。            &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。            ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。            &lt;審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;            担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	旭川市市民生活部市民活動課市民参加推進係(市政情報コーナー) 〒070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎1階) 電話番号 0166-25-9101
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人情報取扱事務届書(地方税に関する事務)においてファイル記録項目を公表予定。
公表場所	旭川市 市民生活部 市民活動課 市民参加推進係(市政情報コーナー)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	旭川市税務部税制課税制係 〒070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎2階) 電話番号 0166-25-5604
②対応方法	受付簿を作成し、処理する。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年6月26日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	旭川市市民参加推進条例, 同施行規則及び意見提出手続事務取扱基準に基づき意見聴取を実施する。実施に際しては, 市広報紙及び市ホームページに公表している旨の記事を掲載し, 担当部局及び市政情報コーナー並びに市ホームページにて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和3年1月22日から令和3年2月22日まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	別紙4のとおり
⑤評価書への反映	別紙4のとおり
3. 第三者点検	
①実施日	令和3年3月
②方法	情報セキュリティに関する資格(情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)やプライバシーマークなど)を保有し, 個人情報保護やマイナンバー制度, 行政における情報システム全般について専門知識を有する株式会社HARP(北海道内の市町村による共同アウトソーシング方式による電子自治体の取組を推進するため北海道の第三セクターとして設立された事業体)にて第三者点検を実施する。
③結果	地方税に関する事務全項目評価書(案)について, パブリックコメントの結果及び第三者点検での指摘事項を受けて評価書の見直しを行った内容は, 特定個人情報保護評価指針(令和3年2月5日)等に沿って作成されており適正であると判断された。 指摘事項とその対応については, 別紙5のとおり
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	I-5 法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項, 別表第一の第16の項 地方税法, 租税特別措置法, 所得税法, 国税通則法その他租税に関する法令等の関係条項	番号法第9条第1項, 別表第1の16の項, 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条, 番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。
平成28年12月16日	I-6-② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1, 2, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。
平成28年12月16日	(別添1)事務の内容	④納税通知書・納付書の送付(※色付矢印) ⑤減免申請(※色付矢印) ⑧還付及び還付・充当済通知書の送付(※色付矢印)	④納税通知書・納付書の送付(※白矢印) ⑤減免申請(※白矢印) ⑧還付及び還付・充当済通知書の送付(※白矢印)	事後	「地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについて」(平成27年12月18日付け総税企第117号・総税都第79号・総税市第94号・総税固第89号 総務省自治税務局企画課長・都道府県税課長・市町村税課長・固定資産税課長通知)により、個人番号利用手続についての整理がなされたことに伴う内容の修正。 これについては、当初個人番号を利用する手続として公表を行っていたが、本通知の発出により当該個人番号を利用しない手続としたことから、リスクを軽減するものに当たり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	Ⅱ-4-委託事項6-⑥	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社TKC	事前	委託相手方の変更に伴う修正であり、重要な変更には該当するものではないが、任意に事前提出するもの。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-提供・移転の有無	[ ○ ] 提供を行っている ( 59)件 [ ○ ] 移転を行っている ( 24)件	[ ○ ] 提供を行っている ( 61)件 [ ○ ] 移転を行っている ( 34)件	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-提供先1	略	別紙2の記載内容の修正	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-提供先3	国税庁長官	国税庁長官、都道府県知事又は市町村長	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-提供先3-⑥提供方法	[ ] 紙	[ ○ ] 紙	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-提供先5	(新規)	旭川市教育委員会	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-提供先5-①法令上の根拠	(新規)	・番号法第19条の9、条例第4条第1項	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-提供先5-②提供先における用途	(新規)	・学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-提供先5-③提供する情報	(新規)	・学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る個人市道民税に関する情報	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-提供先5-④提供する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	1万人未満	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-提供先5-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	「②提供先における用途」に記載した事務において必要となる者	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	Ⅱ-5-提供先5-⑥提供方法	(新規)	[ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ○ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-提供先5-⑦時期・頻度	(新規)	・提供先の事務において必要の都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-移転先1	番号法第9条第1項 別表第1に定める事務(別紙3参照)	障害福祉課, 市営住宅課, 生活支援課, 介護高齢課, 子育て助成課, 子育て支援課, 健康推進課, 国民健康保険課, 人事課, 福祉保険課, こども育成課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-移転先1-①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(別紙3参照)	・番号法第9条第2項, 条例第3条第1項及び第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-移転先1-②移転先における用途	・番号法第9条第1項 別表第1に定める事務(別紙3参照)	別紙3参照	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-移転先1-②移転先における用途	・番号法第9条第1項 別表第1に定める事務(別紙3参照)	別紙3の内容変更	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-移転先1-③移転する情報	・番号法第9条第1項 別表第1に定める事務において必要となる情報	別紙3参照	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅱ-5-移転先1-⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・番号法第9条第1項 別表第1に定める事務において必要となる者	・別紙3に記載した事務において必要となる者	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年12月16日	Ⅲ-5-リスク1-特定個人情報情報の提供・移転に関するルール・ルール遵守の確認方法	(省略) ○国税庁 (省略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	(省略) ○国税庁 (省略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	Ⅲ-5-1リスク2-リスクに対する措置の内容	(省略) ○国税庁 (省略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	(省略) ○国税庁 (省略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。
平成28年12月16日	Ⅲ-5-1リスク3-リスクに対する措置の内容	(省略) ○国税庁 (省略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	(省略) ○国税庁 (省略) ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。
平成29年12月31日	I-5 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)	番号法第9条第1項、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)別表第1の4の項	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月31日	I-6-② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」 が含まれる項 (1, 2, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる 項 (27の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情 報」が含まれ る項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方 税に関する 法律及びこれらの法律に基づく条例による地方 税の賦課徴収に関する事務」となっているもの (27の 項) ・番号法第19条第8号の規定による条例事務関 係情報照会者及び条例事務関係情報提供者 間における情報連携	事後	法令の題名等の形式的な変 更であるため重要な変更には該 当しない。
平成29年12月31日	II-5-提供・移転の有無	[ ○ ] 提供を行っている ( 61)件 [ ○ ] 移転を行っている ( 34)件	[ ○ ] 提供を行っている ( 63)件 [ ○ ] 移転を行っている ( 37)件	事後	重要な変更には該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられな い。
平成29年12月31日	II-5-提供先1	略	別紙2の記載内容の修正	事後	重要な変更には該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられな い。
平成29年12月31日	II-5-提供先3-①法令上 の根拠	・番号法第19条第8号, 地方税法第317条	・番号法第19条第9号, 地方税法第317条	事後	法令の題名等の形式的な変 更であるため重要な変更には該 当しない。
平成29年12月31日	II-5-提供先5-①法令上 の根拠	・番号法第19条の9, 条例第4条第1項	・番号法第19条第10号, 条例第4条第1項	事後	法令の題名等の形式的な変 更であるため重要な変更には該 当しない。
平成29年12月31日	II-5-提供先6	(新規)	番号法第19条第8号の条例事務関係情報照会 者	事後	重要な変更には該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられな い。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月31日	Ⅱ-5-提供先6-①法令上の根拠	(新規)	・番号法第19条第8号	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年12月31日	Ⅱ-5-提供先6-②提供先における用途	(新規)	・条例事務関係情報照会者が番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定めた事務のうち、同法別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年12月31日	Ⅱ-5-提供先6-③提供する情報	(新規)	・地方税関係情報	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年12月31日	Ⅱ-5-提供先6-④提供する情報の対象となる本人の数	(新規)	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年12月31日	Ⅱ-5-提供先6-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	「②提供先における用途」に記載した事務において必要となる者	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年12月31日	Ⅱ-5-提供先6-⑥提供方法	(新規)	[ <input type="radio"/> ]情報提供ネットワークシステム	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年12月31日	Ⅱ-5-提供先6-⑦時期・頻度	(新規)	・提供先の事務において必要の都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年12月31日	Ⅱ-5-移転先1-②移転先における用途	・番号法第9条第1項 別表第1に定める事務 (別紙3参照)	別紙3の内容変更	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1-②事務の内容	(省略) 旭川市は、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下この評価書において「番号法」という。)の規定に従って、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法等の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を税総合オンラインシステム等(2のシステム1からシステム4までのシステムの総称。以下この評価書において同じ。)により取り扱う。また、この事務においては、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) (省略)	(省略) 旭川市は、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下この評価書において「番号法」という。)の規定に従って、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法等の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を税総合オンラインシステム等(2のシステム1からシステム5までのシステムの総称。以下この評価書において同じ。)により取り扱う。また、この事務においては、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) (省略) 2のシステム6及びシステム7においては、情報提供ネットワークシステムを介し、団体への情報提供を行うため、特定個人情報を取り扱う。	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	I-2-システム2-②システムの機能	・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 (省略)	・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 (省略)	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	I-2-システム3-②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 (省略)	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 (省略)	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)別表第1の4の項	番号法第9条第1項、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第9条第2項及び旭川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成27年旭川市条例第65号。以下「条例」という。)第3条及び別表第1の4の項	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-4-② 法令上の根拠	(省略) (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項) (省略)	(省略) (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) (省略)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。
	I-7-②所属長の役職名	税制課長 那須 秀昭	税制課長	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	II-3-①入手元	[○]評価実施機関内の他部署(国民健康保険課, 介護高齢課, 障害福祉課, 保護第1課~第3課, 市民課) [○]行政機関・独立行政法人等(国税庁, 法務局, 地方税電子化協議会, 年金支払者(日本年金機構のみ))	[○]評価実施機関内の他部署(国民健康保険課, 長寿社会課, 介護保険課, 障害福祉課, 保護第1課~第3課, 市民課) [○]行政機関・独立行政法人等(国税庁, 法務局, 地方税共同機構, 年金支払者(日本年金機構のみ))	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	II-3-③入手の時期・頻度	(省略) 【公的年金等支払者(日本年金機構, 地方公務員共済組合等)からの(DVDによる)入手】 公的年金等支払者から、DVDで一般社団法人地方税電子化協議会に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書, 特別徴収対象者情報の通知, 特別徴収税額通知の処理結果通知, 特別徴収結果通知, 特別徴収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、 公的年金等支払報告書については、1月31日まで 特別徴収対象者情報の通知については、5月25日まで 特別徴収税額通知の処理結果通知については、9月30日までなどとされている。なお、公的年金等支払報告書については、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 (省略)	(省略) 【公的年金等支払者(日本年金機構, 地方公務員共済組合等)からの(DVDによる)入手】 公的年金等支払者から、DVDで地方税共同機構に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書, 特別徴収対象者情報の通知, 特別徴収税額通知の処理結果通知, 特別徴収結果通知, 特別徴収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、 公的年金等支払報告書については、1月31日まで 特別徴収対象者情報の通知については、5月25日まで 特別徴収税額通知の処理結果通知については、9月30日までなどとされている。なお、公的年金等支払報告書については、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 (省略)	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-3-⑦使用の主体 使用部署	旭川市税務部税制課, 市民税課, 資産税課及び納税課, 神居支所, 江丹別支所, 永山支所, 東旭川支所, 神楽支所, 西神楽支所及び東鷹栖支所並びに東部まちづくりセンター	旭川市税務部税制課, 市民税課, 資産税課, 納税管理課及び納税推進課, 神居支所, 江丹別支所, 永山支所, 東旭川支所, 神楽支所, 西神楽支所及び東鷹栖支所並びに東部まちづくりセンター	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ-4-委託事項4	軽自動車税納税通知書等の印字及び封入封かん業務	軽自動車税種別割納税通知書等の印字及び封入封かん業務	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ-4-委託事項4-①	税総合オンラインシステムから出力した軽自動車税の課税データ等を印字し, 軽自動車税納税通知書及び納付書等を窓あき封筒に封入封かんする業務	税総合オンラインシステムから出力した軽自動車税種別割の課税データ等を印字し, 軽自動車税種別割納税通知書及び納付書等を窓あき封筒に封入封かんする業務	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ-4-委託事項4-②-対象となる本人の範囲	軽自動車税納税通知書の発送対象者	軽自動車税種別割納税通知書の発送対象者	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ-4-委託事項4-②-その妥当性	所定の用紙への印字及び封筒への封入封かん作業は軽自動車税の納税告知等に必要であるが, 件数が多く庁内において処理できないため	所定の用紙への印字及び封筒への封入封かん作業は軽自動車税種別割の納税告知等に必要であるが, 件数が多く庁内において処理できないため	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ-5-移転先1	障害福祉課, 市営住宅課, 生活支援課, 介護高齢課, 子育て助成課, 子育て支援課, 健康推進課, 国民健康保険課, 人事課, 福祉保険課, こども育成課	障害福祉課, 市営住宅課, 生活支援課, 長寿社会課, 介護保険課, 子育て助成課, 子育て支援課, 健康推進課, 国民健康保険課, 職員厚生課, 福祉保険課, こども育成課	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため, 事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ-6-①保管場所	(省略) <審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)> ・データ保管場所は国税庁又は地方税電子化協議会内のデータセンターにあり, 本市においては当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 (省略)	(省略) <審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)> ・データ保管場所は国税庁又は地方税共同機構内のデータセンターにあり, 本市においては当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 (省略)	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため, 事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-2-リスク3-入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第7条(通知カード)、第17条(個人番号カード)により、住記異動の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。</li> <li>代理申請の場合は、上記にあわせて、本市の情報システムを用いて申告書、申請書及び届出書等の内容と個人番号の真正性の確認を行う。</li> </ul> (省略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法により、住記異動の際は、窓口で個人番号カード又は通知カードと他の証明書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。</li> <li>代理申請の場合は、上記にあわせて、本市の情報システムを用いて申告書、申請書及び届出書等の内容と個人番号の真正性の確認を行う。</li> </ul> (省略)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。
	Ⅲ-2-リスク4-リスクに対する措置の内容	(省略) ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 公的年金等支払者から、一般社団法人地方税電子化協議会までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。 なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。 (省略)	(省略) ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。 なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。 (省略)	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅲ-3-リスク1-事務で使用するその他システムにおける措置の内容	<税総合オンラインシステムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号制度に関する事務(システム)以外からは税務情報ファイル内の特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御対策を実施している。</li> </ul> <イメージファイリングシステム及び徴収システムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用業務以外の部門には同システムにアクセスできる端末を設置していない。また、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。</li> </ul>	<税総合オンラインシステムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号制度に関する事務(システム)以外からは税務情報ファイル内の特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、不要なアクセス制御を実施している。</li> </ul> <イメージファイリングシステム及び徴収システムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用業務以外の部門には同システムにアクセスできる端末を設置していない。また、不要なアクセスの制御を実施している。</li> </ul>	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅲ-3-リスク2-ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>税総合オンラインシステム等に接続する端末のログイン又はシステムへの接続の際に、パスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> </ul> (省略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>税総合オンラインシステム等に接続する端末のログインの際に、認証カード及びパスワードによる認証、システムへの接続の際に、パスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> </ul> (省略)	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-3-リスク2-アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt;  ・税総合オンラインシステムの利用業務内容(アクセス権限)については、端末設置課長が端末装置取扱者と利用業務内容(アクセス権限)について、ホストコンピュータを管理する情報政策課長へ届け出ることとなっている。届出内容については税務部各課長及び税務部各課担当者が確認し、情報政策課担当者が住税総合オンラインシステムのアクセス権限について登録、変更及び削除を行う。その他の者は、アクセス権限を変更できない。  (省略)</p>	<p>&lt;税総合オンラインシステムにおける措置&gt;  ・税総合オンラインシステムの利用業務内容(アクセス権限)については、端末設置課長が端末装置取扱者と利用業務内容(アクセス権限)について、ホストコンピュータを管理する情報政策課長へ届け出ることとなっている。届出内容については税務部各課長及び税務部各課担当者が確認し、情報政策課担当者が税総合オンラインシステムのアクセス権限について登録、変更及び削除を行う。その他の者は、アクセス権限を変更できない。  (省略)</p>	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅲ-4-情報保護管理体制の確認	<p>(省略)  国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者へ委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。</p>	<p>(省略)  国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者へ委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。
	Ⅲ-4-特定個人情報の消去ルール・ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>(省略)  &lt;封入封かん業務における措置&gt;  ・成果品の納入にあたり、市から提供した貸与品(印字データ)を消去したことを確認できる種類を提出させている。(軽自動車税納税通知書等の印字及び封入封かん業務のみ。)  ・貸与品複製を禁止し、また、業務目的外で使用しないこととしていることから、委託先による消去等は発生しない。(軽自動車税納税通知書等の印字及び封入封かん業務を除く。)  (省略)</p>	<p>(省略)  &lt;封入封かん業務における措置&gt;  ・成果品の納入にあたり、市から提供した貸与品(印字データ)を消去したことを確認できる種類を提出させている。(軽自動車税種別割納税通知書等の印字及び封入封かん業務のみ。)  ・貸与品複製を禁止し、また、業務目的外で使用しないこととしていることから、委託先による消去等は発生しない。(軽自動車税種別割納税通知書等の印字及び封入封かん業務を除く。)  (省略)</p>	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-5-リスク2-リスクに対する措置の内容	(省略) ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、一般社団法人地方税電子化協議会がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。 (省略)	(省略) ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、地方税共同機構がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅳ-1-①-具体的なチェック方法	(省略) ＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置＞ 国税連携システム(eLTAX)にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	(省略) ＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置＞ 国税連携システム(eLTAX)にあつては、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成31年総務省告示第151号)の達成状況について、自己評価を実施している。	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更該当しない。
	Ⅳ-1-②-具体的な内容	(省略) ＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置＞ 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する一般社団法人地方税電子化協議会が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	(省略) ＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置＞ 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅳ-2-具体的な方法	(省略) ＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置＞ 担当者を一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。	(省略) ＜審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置＞ 担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅱ-4-委託事項3-④	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2-システム4-②	・市道民税申告書等のスキャンデータの管理機能 ・市道民税申告書等のスキャンデータの検索機能	紙で提出を受けた市道民税申告書等をスキャナーによりスキャンし、そのデータの管理及び検索を行う。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	I-2-システム4-②	・滞納状況を一覧できる個人画面機能 ・滞納者の状態(滞納区分)による管理機能 ・納付書等の帳票発行機能 ・時効計算機能 ・複数条件での滞納者抽出機能 ・時効完成・不納欠損該当者の抽出機能	滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、以下の機能を使用する。 ・滞納状況を一覧できる個人画面機能 ・滞納者の状態(滞納区分)による管理機能 ・納付書等の帳票発行機能 ・時効計算機能 ・複数条件での滞納者抽出機能 ・時効完成・不納欠損該当者の抽出機能	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	II-3-②入手方法	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	II-4-委託事項2-⑥	入札によるため不定	トッパン・フォームズ 株式会社	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	II-4-委託事項3-⑥	入札によるため不定	株式会社 恵和ビジネス	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	II-4-委託事項5-⑥	入札によるため不定	株式会社 HBA	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	III-5-提供先5-⑥	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ [○]紙 [ ]その他( )	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [○]その他(専用回線)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
	III-5-提供先6	番号法第19条第8号の条例事務関係照会者	番号法第19条第8号の条例事務関係照会者(地方公共団体の長その他の執行機関)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I-6-② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・番号法第19条第8号の規定による条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者間における情報連携</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・番号法第19条第9号の規定による条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者間における情報連携</p>	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。
	II-5-提供先1	番号法第19条第7号 別表第2に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号 別表第2に定める情報照会者(別紙2参照)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。
	II-5-提供先1-①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(別紙2参照)	番号法第19条第8号 別表第2(別紙2参照)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。
	II-5-提供先1-②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第2に定める事務(別紙2参照)	番号法第19条第8号 別表第2に定める事務(別紙2参照)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。
	II-5-提供先1-③提供する情報	番号法第19条第7号 別表第2に定める事務において必要となる情報	番号法第19条第8号 別表第2に定める事務において必要となる情報	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。
	II-5-提供先3-①法令上の根拠	番号法第19条第9号, 地方税法第317条	番号法第19条第10号, 地方税法第317条	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。
	II-5-提供先5-①法令上の根拠	番号法第19条第10号, 条例第4条第1項	番号法第19条第11号, 条例第4条第1項	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-5-提供先6	番号法第19条第8号の条例事務関係照会者 (地方公共団体の長その他の執行機関)	番号法第19条第9号の条例事務関係照会者 (地方公共団体の長その他の執行機関)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。
	Ⅱ-5-提供先6 - ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更には該当しない。